

# 東電福島原発事故刑事訴訟 第二回公判期日が決定！

先日、東京地裁は、第二回公判期日を2018年1月26日午前10時からと指定しました。東京地裁は、合わせて第三回、第四回の期日も指定しました。報道によれば、1月以降は、検察官役の指定弁護士が請求した証人への質問が相次いで行われる予定で、東電の社内で津波対策を検討していた社員や、東電の事故調査報告書を取りまとめた社員、津波のメカニズムに詳しい大学教授など、あわせて14人が呼ばれるとのこと。

第二回公判期日 2018年1月26日(金) 10:00～  
第三回公判期日 2018年2月8日(木) 10:00～  
第四回公判期日 2018年2月28日(水) 10:00～  
開廷場所 第104号法廷(1階)

1月26日の第二回公判期日・裁判報告集会には、福島からバス(中通りコース)を出します。乗車ご希望の方はご連絡ください。

福島駅西口(6:00)～郡山教組会館(7:00)

申し込み 告訴団・支援団事務局 電話 080-5739-7279

\*第四回公判期日(2/28)にも、バス(中通りコース)を用意する予定です。第三回公判期日は、午前中に終わる短い公判とのこと、バスは出しません。

\* \* \* \* \*

## 参考書籍のお知らせ

『東電原発裁判 福島原発事故の責任を問う』

添田孝史(サイエンスライター)著 岩波新書 780円+税

### ○内容

2017年春、司法が大きな一歩を踏み出した。福島原発事故における東京電力の刑事責任を問う初公判が開かれたのである。検察が持つ膨大な証拠やデータで明かされる事実とは何か。津波の予見は不可能とする被告の主張は真実なのか。各地で継続中の民事訴訟とともに、未曾有の事故をめぐる一連の裁判をレポートする。

### ○目次

- 第1章 始まった裁判
- 第2章 2008年の「衝撃」
- 第3章 消された報告書
- 第4章 前橋地裁判決
- 第5章 科学の「不確かさ」、司法は裁けるか
- 第6章 残された課題

